

第 18 回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時 平成 21 年 3 月 24 日(火) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分まで

(2) 場 所 西庁舎 12 階 講堂

(3) 出席者

ア 委 員

美馬武千代(委員長) 安齋勇雄 小川静子 杉山元治 田崎由子 常松明男 羽田則男
藤田一巳

イ 県 側

総務部長 総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹
土木部次長 建設産業室長 建設産業室主幹
農林技術課副課長 入札用度課長 教育庁参事兼財務課長 警察本部会計課課長補佐

(4) 次 第

ア 開会

イ 議事

(ア) 審議事項

- a 工事に関する入札制度の見直しについて
- b 測量等委託業務について

(イ) 報告事項

- a 入札・契約制度に係る検討状況について
- b 総合評価方式の評価点数の変動について

(ウ) 各委員の意見交換

(エ) その他

ウ 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから、第 18 回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。

なお、県側出席者のうち、総務部長につきましては、所用により、途中で退席させていただく予定でございますので、予め御了承願います。

それでは、議事につきまして、美馬委員長よろしくお願いたします。

【美馬委員長】

まず、総務部長から発言を求められておりますので、御発言願います。

【総務部長】

入札制度等監視委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

また、この間、御熱心な協議をいただきまして、感謝申し上げる次第でございます。

入札制度につきましては、当委員会を始め、様々な意見を踏まえながら不断の見直しを行い、試行錯誤しながらここまで至ってきていると考えております。今後とも、透明性、競争性、公正性の確保の観点から、一般競争入札を基本とした見直しを進める必要があるのではないかと考えておるところでございます。

また、地域において社会資本の整備や雇用の確保、さらには、災害時の対応などを担っている地元建設業者の受注機会の確保や低入札防止への対応などについても、検討が必要ではないかと考えておるところでございます。

本日は、このような考えに基づきまして、新年度からどのような入札制度にするかということで、県の考え方を示させていただきまして、御協議をいただき、その結果を基に新年度新たな入札制度に向けて執行していきたいと考えておりますので、どうぞ、御審議の程、よろしくお願いたします。

委員の皆様には、本当にこれまで熱心な御協議をいただいておりますが、今後ともよろしくお願ひ申し上げます、あいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

【美馬委員長】

それでは、これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、審議事項が2件、報告事項が2件、合計4件ございますが、審議事項の2番目のイ「測量等委託業務について」は、最低制限価格の設定に関する内容も含んでおり、その設定方法の公開・非公開も含めて審議するものであります。そうしますと、『会議の公開等に関する取扱要領』第2条第1項第3号に該当する可能性がございますので、非公開としたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、異議なしといたしまして、そのように決定いたします。

それに伴いまして、本日の議事の順序ですが、まず、審議事項アをやりましてから、審議事項イについては最後に回しまして、報告事項ア、報告事項イの順に公開で行います。そして、その後、非公開にしまして、審議事項イを行うという順序でやりたいと思います。よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

それでは、まず始めに、審議事項のア「指名競争入札の試行結果について」を事務局から御説明願ひます。

【入札監理課長】

(審議資料1及び参考資料1により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。

現在、県では、条件付一般競争入札を基本にいたしまして、1ページの囲いのように3つの観点から、この問題を扱ってまいりました。しかし、いろんな問題も出ておりました関係から、具体的な内容として、総合評価方式とか指名競争入札、予定価格の事後公表を試行としてやってまいりました。そして、前2回のこの委員会で、その試行結果について分析検討してきました。そして、そこで出された意見を踏まえまして、今回のような提案がなされていると考えております。提案されている内容は、4項目にわたって従来のやり方を変更したいという内容であります。ただ、項目としては4項目にわたっておりますが、それぞれは相互に関連しており、最終的には総合的にそこ4項目を入れて県の新しい入札制度を提案したいという内容になっております。ただ、今日のこの議論におきましては、まず、最初に、それぞれ4つの新しい提案についての意見を踏まえまして、最後に、総合的にどういう方法がいいのかという形で議論を進めさせていただきたいと思います。大部分につきましては、前2回で試行結果についていろいろな意見を聞いておりますし、内容的には出された意見を踏まえたものになっていると考えております。

まず、総合評価方式の導入についてですが、今回は、それを大幅に増やすと。また、内容的には、具体的に特別簡易型を増やすという内容になっております。

また、総合評価方式について、皆さんの意見を伺いたいと思います。

質問でも結構ですが、いかがですか。

【小川委員】

見直し案の中についての質問で、教えていただきたいんですが、参考資料の4ページの「評価項目の見直し」のところの「地域貢献に関する評価項目」のところ、「消防団への加入状況（新規項目）(1.0点)」となっておりますが、現在、測量等委託の案を見ますと、3名いるという条件で加点するようになっているようですけれども、現実的に、業者さん聞き当たって見ると、1つの企業で消防団に社員が3名加入しているところというのは非常に少ないものですから、土木建築の方が多いんだろうとは思いますが、今回の消防団の加入状況というのは、どのような基準でお考えになっているのかという点。それから、他県でやっているのを見ますと、例えば、宮崎県がやっているのは、1人でも加入していれば点数になるというところもございますので、そこをちょっと教えていただきたいというのと、それから、「ボランティア活動は、地元企業の

継続的な活動を評価」というのは、具体的に現在とどこがどう違うのかそこをちょっと教えてほしいと思います。

【入札監理課長】

まず、消防団につきましては、基本的には3名以上加入している場合は1点ということで、さらに、1名又は2名の場合についても、例えば、0.5点というようなことで、今、検討しております。

あと、ボランティア活動につきましては、地元企業が地元において継続的ということで、例えば、過去3年間継続しているような活動について、評価するようにしていきたいと考えております。

【美馬委員長】

小川さん、どうですか。

【小川委員】

例えば、県外の業者の場合なんかは、評価されないと考えていいんですか。「地元」というのは福島県と考えていいんですか。

【美馬委員長】

「地元」と言った場合の定義ですが。

【入札監理課長】

本店、支店又は営業所がその地元ということであります。県内業者であれば、支店又は営業所があれば、そのところの活動は評価されるということであります。

【美馬委員長】

どうですか、よろしゅうございますか。

【小川委員】

はい。

【美馬委員長】

ほかにどうですか。

【杉山委員】

総合評価のところなんですけれど、企業の技術力で「品質管理」が1.0ということなんですけれど、ほかの県では、10.0というところがあるんですよ。企業の技術力という点で、品質管理というのは非常に大事なことで、この辺はどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

【美馬委員長】

企業の技術力のところで品質管理というのをどう扱っているのかということですが。

【入札監理課長】

今回は、企業の技術力の評価ということで、新たに継続教育をやっているようなところを、これまででは評価していなかったのですが、新たに評価していこうという考えがありまして、あと、企業の技術力全体の項目の中で、品質確保の部分については、これまでと取扱いは同じと考えています。

【美馬委員長】

そうすると、新規にできたのは、この継続教育の問題で、従来どおりのものについては、ここにわざわざ書いていない。でも、それは入っているということですね。

【杉山委員】

品確法を重要視するということが見直しの理由になっているわけですから、品質管理の点を見直すとか。例えば、ISOの9000番を取得している企業が、取得した意味がないように取り扱われているという評判が多いんですね。ですから、企業努力をして、技術力をアップして品質管理する、材料はもちろんそうですし、その辺をきちんと考えていただきたい。評価点10点というのは沖縄なんですけれど、御存知でしょうけれども、沖縄は品質管理の評価点は10点ですから、日本トップクラスなんですけれど、そういったことでよく考えていただきたい。これは意見として申し上げておきます。

【美馬委員長】

品質管理につきましては、報告資料2のところ、ISO9001認証取得1点と記載されていますね。これが少ないと。

【杉山委員】

少ないです。

【美馬委員長】

という意見ですね。これについては、別の福島県総合評価委員会議の方でたぶん議論になると思うんですが、こういう意見があったということは、伝えることは可能かと思います。

ほかにいかがですか。

【羽田委員】

新規に消防団への加入状況を入れるということですが、これは、地域貢献だということで評価はしますが、なかなか、実態は、企業にとっては大変な部分が出てくるのかなと思うんですよ。今の消防団の現状が、地域で店をやったりする場合は対応できますけれど、一般的な企業に就職した場合に、団員として登録されていても、果たして参加できるのかどうか、そこまで企業で保証できるのかというのが現状としてどうなのかと思いました。

もう一つ意見として言いたいのは、今度は総合評価を見直すということで、特別簡易型を増やすということですよ。そこで評価項目を見ますと、標準型、簡易型、特別簡易型でそれぞれ違うんですけど、できましたら、地域貢献というか、人材貢献という意味では、特別簡易型の方にも障害者雇用とか、子育て支援とかの仕事と生活の調和、そういうものも配分いただけるように、今後は、検討していただきたいというのが私の要望です。

【美馬委員長】

特別簡易型の内容に従来の形式的なものだけではなくて、新しい地域貢献要素も入れたらどうか。要望としてはそういう意見があったということです。これは、要望として伝えるということだと思います。

ほかにいかがですか。

【常松委員】

新しい方式で見直し案そのものが総合評価方式を中心に考えているという点では、私は賛成したいと思います。

なお、念のためですけど、過去にも話題として出てきましたけれど、この際に、かなり膨大な事務作業が附帯して起こってくるだろうと思いますが、業者側における事務負担能力の問題と、2 つめ目は、県の入札当局における事務処理の問題と、3 つ目は、第三者の先生方を加えた委員会における検討の問題点と、3 つの事務処理の過程であるかと思うんですが、これらについての見通しをお伺いしたいと思います。

【美馬委員長】

総合評価方式を導入するのはいいとしても、それぞれの発注者側、受注者側、第三者委員、それぞれ大変だろうけれど、その辺の見通しはできているのかどうか。

【入札監理課長】

まず、業者の負担の問題につきましては、先ほど御覧いただきましたように、特別簡易型ですね、これは項目が企業の技術力と地域貢献の2 つだけということで、負担の少ない特別簡易型をまず増やしていきたいということでございます。2 つ目の県側の事務負担の増のところですが、これは、前回御報告しましたとおり、件数の多い土木部におきましては、各建設事務所ごとに専門技術管理員を配置しまして総合評価に関する事務等を担当していくということで体制を整えているところでございます。あと、3 つ目の意見を聴く学識経験者につきましては、今年度、大幅に増員しております、国の職員の方をお願いして増員しておりますので、それで、何とか対応できるものと考えております。

【美馬委員長】

一応見通しとしてはあるということのようでございます。

ほかにいかがですか。

【安齋委員】

事務局の説明が足りなかったみたいなんですけど、3 千万円以上は全件、3 千万円未満は抽出ということですが、21 年度は、今のところ何件予定しているんですか。それをまず説明していただかないと我々質問できないと思います。

【入札監理課長】

今年1月まで369件と申し上げたんですが、その約3倍になる見込みでございます。したがって、結果として、3千万円以上すべてやって、3千万未満は抽出ということになれば、千件程度になると見込んでおります。

【安齋委員】

千件程度ということ的前提にして、土木部の方では職員を各地域に1人ずつ配置、それと委員の方も大幅増員という形で考えていたわけですね。それであと具体的には特別簡易型が中心のようですので、その意味ではあまり手間は掛からないのかなと、物理的に対応できるという考えですね。

【入札監理課長】

基本的には、新年度において拡大していきたいという方針は決まっておりますので、それに基づいて土木部の方で体制を構築して考えたということでございます。結果的に千件については対応可能ということでございます。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。

【安齋委員】

ということであれば、総合評価方式は今までの審議の中で何回も申し尽くされていますけれど、流れからして総合評価方式にいつてますので、これは我々としては当然了解したいと思います。試行は一応やってますけれど、千件となるとまだやってみないと分からないということですので、具体的な点数の配分等については、総合評価委員が別にいますので、そちらの方で検討するとしても、我々の要望は、とりあえず、災害応援、消防団、ボランティア活動、この前の審議で言って対応していただきましたので、まず、やっていただくと、それから1年やってみているいろいろな問題が出るでしょうから、それが出ましたら、評価点数の方を検討してほしいと。それと、報告資料で固定点と変動点が一覧になってわかりやすい形になってきますので、これを今日出したということは、公開するということですよ。そうすると業者の方にもこれはいきますよね。この評価項目は何点というのが具体的にわかりますので、例えば、30点のうちの配分がどうなっているのか、そこで公明正大になりますので、それで何とか対応できるのではないかと私は思います。したがって、結論としては、県の方で示した総合評価方式の見直しについては、このまま了承したいと思っております。

【小川委員】

参考資料1の4ページの「地域貢献に関する評価項目」の「災害応援協定の締結状況（新規項目）（1.0点）」とありますが、これは、災害時の出勤実績とは別個に設けるという予定なんでしょうか。

【入札監理課長】

これまで、実際に災害に出動した場合に評価していたわけなんですけど、実際に災害に出動していなくても、災害協定を結んでいるのであれば、それを評価するということでございます。簡単に言いますと、協定を結んでいれば、それだけで点数になるということでございます。

【小川委員】

協定の締結先は県という限定なんですか。それとも地域の町村でもいいということですか。協定の締結状況というのは、どことの締結状況ですか。

【入札監理課長】

これは相手先は県です。県だけです。

【小川委員】

経営事項審査のその他とはまた別だということですね。

【入札監理課長】

別です。

【小川委員】

あくまでも県との協定だと。

【入札監理課長】

はい。

【小川委員】

わかりました。

【美馬委員長】

ほかにいかがですかね。

(特になし)

それでは、賛成の意見が多かったけれど、総合評価の内容については、いろいろな注文が出たということでございます。

2番目の案件「地域要件について」ですが、これは、1千万円以上3千万未満の一般土木工事について、従来は隣接3管内であったものを、今度は管内にすることです。そして、理由としては地域の特性を重視していくということだと思います。

これについて、意見をお伺いしたいと思います。

これは、指名競争入札を止めるということの代替案に近い側面もあります。地域を限定して地元の企業を優先していくということでございます。

これについては、いかがですかね。

【安齋委員】

これについては、11月の時に、私の方から提案していますので、簡単に説明しておきます。今までも何度か申し上げましたように、去年の試行が決定された後の流れを見ると、指名競争入札を復活するかどうかだけに意見が収れんされる危険があると。その前にもっと見直すべき点があるのではないかと申し上げまして、藤田委員からもその中身で結構ですということでした。了解を得たんですけど、その結果、一般土木工事について「1千万円未満については管内」という要件を引き上げてみてはどうかという提案をしたんですが、最終的に前回の検討で3千万円まで引き上げるということでは対応できるのではないかと。むしろ、50者という原則を維持して、かつ例外として採用されていた30者をそのまま適用して、ただ金額だけ上げることであれば、それぞれの地元の業者が助かるのではないかと。ということで提案したんですが、そういうことで、今回県の方で正式に受けていただきましたので、私としては了解したいと思います。ただ、もう1つ、その時に考えていた建築工事で500万円、これを上げる必要があるかということで悩ましかったんですが、最終的にはいろんなデータを集めた結果、30者を維持できないので、今回は対象にしないと。今後様子を見て、状況が変われば、藤田さん、その時考えればいいですね。とりあえず、今回は第一歩ということで踏み出したいと思います。

【美馬委員長】

賛成という意見ですが、皆さんほかにどうですかね。

【田崎委員】

私も地域要件を考えていただいて、管内が増えれば、その管内の企業にとっては、他からの参入が少なくなり、自分が入札に参加して契約を取ることが確率的には高くなるので、私も賛成いたします。

【美馬委員長】

ありがとうございました。

賛成の意見が多いのですが、それでよろしゅうございますかね。

これは、指名競争入札を外すということと、相互関連が非常に高い要件ですね。

じゃあ、次の3番目の案件「指名競争入札について」ですが、試行してまいりましたが、当初予定していたメリットはなかなか出てこない。この際、指名競争入札の試行は止めて、条件付一般競争入札、あるいは総合評価方式に統一していくというのが提案でございます。

私の前の委員長はこれで大分苦労したようですけど、私の任期の最後のところでは、それがまた元に戻るということになってまいりました。

この件につきましては、皆さんいかがですか。

【藤田委員】

委員長のおっしゃるとおりなんですけど、指名競争入札については、企業の経営の安定を考えて、最初、私も試行が始まった時は賛同したのですが、試行の結果を見ますと、条件付一般競争入札とあまり差が出てこなかったということで、安齋委員が提案されているように別な要件でカバーできるのであれば、今回の方向性については私は賛成いたします。

【美馬委員長】

ありがとうございます。

ほかにいかがですかね。

【杉山委員】

この廃止については大賛成です。

それで、これは試行でも分かったように制度の問題ではないということで、もし、こういった企業が苦しくなるとかそういったことであれば、制度の問題ではないという指導を県はしていただきたいということを重ねてお願い申し上げます。

【美馬委員長】

是非、そういう指導をお願いしたいと思います。

これについては、よろしゅうございますかね。

4番目の案件ですが、予定価格の事後公表でございます。16年度から事前公表で20年度に事後公表を一部試行するという形でやってまいりました。結果としましては、事後公表のプラスの面がいろいろ出てきたということ踏まえまして、今後は、すべてを事後公表にしたいというのが今回の提案の内容になっております。事後公表の方がメリットが大きいということが、4ページにわたって書かれておりますが、これについては、いかがですか。

【安齋委員】

この問題に関しましても、今まで何度か議論を重ねてきたんですが、当初業界側、あるいは県議会の要望としては、一律事後公表という形で要望していたようですけども、私としましては、今まで言ったように、事前公表の途を閉ざすのはよくないと。その途だけは残すべきだということで、見直し案の(1)に書いてあるように、原則として事後公表にするのは差し支えないけれど、途として事前公表の途も残すと主張しておりましたので、そのとおりになりましたので、私としては、これで賛成したいと思います。具体的には、ここに書いている例外的な対応でありますけれど、どういう例が出てくるか予想がつかない面もありますけれど、制度として残せばいいと思います。というのは、前にも言いましたように、公表する・しない、あるいは事前公表・事後公表、どちらにしても一長一短ありまして、それぞれ問題があると。事務局の方には申し上げていたんですが、事後公表を原則として対応する以上は、それに伴ういろいろなペナルティーは強化すべきと。それから、それぞれの規定は厳格に適用して、何かあれば厳格に処罰するという条件ですと。そうしないと、県民もマスコミも乗ってきませんよということでやってまして、4ページに書いてありますように、これも説明されておりますので、私は案のとおりでいいと思っております。

【美馬委員長】

ありがとうございました。

この事後公表ということになりますと、県の職員の対応が、倫理観として非常に強く求められるということかと思えます。制度としては、メリットが多いけれど、あとは責任が県の側に残されるということでございます。

ほかにいかがですか。

【安齋委員】

事務局に確認しますけれど、最近のマスコミの論調を見ますと、宮城県と仙台市は事後公表を大反対しているというニュースを聞いたことがあるんですが、ほかの県の対応はどうなんでしょう。

【入札監理課長】

今、安齋委員がおっしゃられたように宮城県と仙台市は事前公表にいくという新聞報道は見ておりますが、全国的な流れにつきましては、前々回の監視委員会におきまして御報告させていただきましたとおり、事後のみとしているところが8県ということで、さらに、事前と事後、試行も含むんですが、そういうところも増えておまして7県ということで、特に19年度9月以降に事後を導入しているところが増えているという状況でございます。

【美馬委員長】

傾向としては、事後公表の方が増えているということのようでございます。

よろしゅうございますかね。

事前公表にこだわるところは、県の職員に対する信頼感とか、あるいは温床になるかもしれな

いという危惧はあるのかもしれませんが、それが、福島県の場合には、罰則規定も非常に強くなって、そして、県の職員たちにも浸透してきているということからみれば、事後公表でいいのではないかというのが、原案になっております。

一応4つの項目について、皆さんの意見を聴いてまいりました。それぞれ4つの提案は相互に関連したところもありますが、意見としては、提案どおり4つの方式に変更するというところでよろしゅうございますかね。

(特に異議なし)

あと、総合評価方式につきましては、総合評価の内容をどういう風にするのかについて、先ほど要望が出されましたので、それを総合評価委員会の方にお伝え願いたいということです。

あと、指名競争入札を今度止めるということになりますと、一般競争入札の趣旨、あるいは、総合評価方式の内容をさらに周知徹底していく必要があると考えますので、その辺についても、県の当局で浸透に努めていただきたい、あるいは、その趣旨を活かすような方向で進めていっていただきたいと思います。

じゃあ、第1の案件につきましては、この4つの見直しについて、原案どおり承認することにしたと思います。

【安齋委員】

もう1つ申し上げたいと思います。

今回、見直し案がこのような形でまとまりましたが、今回の議題の中心は、指名競争入札をどうするのかというのが結論だったんですが、その前段階として、総合評価を導入する、あるいは地域要件を見直す、予定価格の事後公表、これは国土交通省の要求を飲むと、ただし、全部飲むのではなくて、羽田委員が言うように、原則を入れて、例外を残すという形で、国土交通省の要求に一部反対するという事で福島県の意見を守るということになりました。ただ、今回見直しは終わったんですが、事務局の方をお願いしたいんですが、今度とも、どのような要件があるかわかりませんが、絶えず見直しをしてほしいと。検証委員会のレポートの終わりにも書いてありましたけれど、不断の見直しをするというのが要件に入れてありますので、今回の見直しに限らず、今後、いろいろな状況、他県の状況、業界の状況を見ながら、県の意見を入れて、いろいろな要件がありますので見直していただきたい。それをまた提案して、情報も集めてほしいということでもあります。

【美馬委員長】

今後もしろんな状況が変われば見直しが出てくるかもしれないので、その際には委員会で議論したいということかと思えます。

よろしくをお願いします。

それでは、次の議題ですが、今度は報告事項に飛びまして、アの「入札・契約制度に係る検討状況について」を報告願います。

【入札監理課長】

(報告資料1により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。

入札制度全体の改革に関わりまして、いろいろな新しい制度が提案されているけれども、全国的な規模でも浸透は今ひとつで、福島県におきましても、取り入れるような状況は、現在のところ進んでいないという報告でございました。

いかがですか。よろしゅうございますか。

【小川委員】

今報告あった中のPFI方式について、たしか福島県ではPFI推進協会というのがあって、このPFI方式が動き出した頃に、東北で一番先に福島県ではそういったものが動き出して、東北の中でも旗振り役のような立場で、福島県PFI推進協会というのが動いていたと認識しているんですが、それにしても、福島県でPFIによる事業の取組みが非常に少なかったというのは、どうしてできなかったのか他県の方が逆に取り組んでいて、旗振り役と言われていた福島県が取り組めなかったのは、PFIに欠点があったのかどうなのか教えてください。

【入札監理課長】

福島県 PFI 推進協会として平成 11 年に発足いたしました。その後、研修会等を実施してきたわけですが、平成 18 年 4 月に活動を休止したということで、その後平成 19 年の 11 月に東北 PPP 推進連絡協議会の構成メンバーとなって、その後、月 2 回ペースで情報の送付を行なっているということを担当している企画調整部から報告を受けております。

【美馬委員長】

それでは、この報告事項は、よろしゅうございますか。

では、2 番目の報告事項「総合評価方式の評価点数の変更について」報告願います。

【入札監理課長】

(報告資料 2 により説明)

【美馬委員長】

評価点数は、工事によって変わるものと変わらないものがあるということです。よろしゅうございますか。

それでは、最後の案件を残して、予定した部分が終わりましたので、ここで 5 分間休憩をとります。次の審議事項「測量等委託業務について」は冒頭で非公開で行うということを決定しておりますので、傍聴者の方は御退席願います。

(以下、審議事項「測量等委託業務について」の審議については非公開で行ったが、非公開とすべき内容を含まないため、そのまま記載する)

《休憩》

【美馬委員長】

再開いたします。審議事項 2 番目の「測量等委託業務について」説明をお願いします。

【入札監理課長】

(審議資料 2 及び参考資料 2 により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この業務委託につきましては、2 点ございます。一つは、条件付一般競争入札の試行を継続すること、そして総合評価方式の試行件数を拡大すること、これが 1 点目でございます。2 点目は、最低制限価格を設定するという事です。その理由につきましては、2 ページに書いてございますように、低価格化に伴う品質の悪化、あるいは業者の利益を長期的にみたら問題が起きるということ踏まえて、最低制限価格を設定したいというのが提案内容になっております。何か、ご質問はございますか。

前回でも議論しましたように、極端な低入札が横行したと。短期的に見ればいいかもしれないけれども、長期的に見れば品質の確保の問題、あるいは、適正な業者がいなくなってしまうかもしれない。こういう心配を踏まえて、最低制限価格を設定して、最低限の契約は履行できるような体制を維持したいということでございます。

【安齋委員】

これは、この前も審議したときに反対意見は無かったと思います。

【美馬委員長】

皆さんどうですか、よろしゅうございますか。

それでは、この業務委託につきましては、条件付一般競争入札の試行を継続すると、総合評価方式の試行件数を拡大すると、そして最低制限価格を設けるという形ものを了解するというようにしたいと思います。ありがとうございました。

【小川委員】

要望をいいですか。先ほども、工事の総合評価のところでもお聞きしたんですけども、現在の測量等委託総合評価方式試行の手引きの中で地域貢献のところ、消防団員が 3 名以上は 1 点、上記に該当しないと 0 点になってしまうんですが、測量関係の勉強会に招かれた際の参加者の実情からみると、3 名で 1 点で、その他 0 点という条件はちょっと厳しすぎるのではないかと思います。工事の方が一人でもいれば 0.5 点もらえるのであれば、測量等についても、試行の段階であれば、次年度から改正するような方向を考えていただければと思います。

【入札監理課長】

工事のところ、1 人又は 2 人でも 0.5 点ということで検討しているとお話をさせていただ

きましたが、委託につきましても、2月に要綱を作ったばかりですので、これについては、工事に合わせて直す方向で作業しております。

【小川委員】

分かりました。

【美馬委員長】

予定しました審議事項は、以上でございます。各委員の意見交換に移りたいと思いますが、意見交換したい事項がありましたら、ご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【安齋委員】

横須賀方式は、入札を研究した鈴木満先生が最低制限価格を読まれないために一番いい方法じゃないかという論文を出しているのですが、総務省は反対しているんですね。そういうことです。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。それでは、その他に移ります。委員の皆様何かございますか。事務局の方から、予定したものがありますか。では、最後ですから、総務部の政策監からご挨拶があるそうでございます。

【総務部政策監】

本日は大変熱心な御審議をありがとうございます。当委員会は密度の濃い委員会でございます。現在の委員の皆様方での御審議が今回で最後ということになります。県民及び報道機関等の注目も高い委員会の中で、毎回非常にボリュームのある御審議をいただきまして心から御礼を申し上げます。また、この4月から我々職員にも人事の異動等がございます。メンバーが変わります。現委員での御審議は今回が最後ということでございます。また、引き続きお願いいたします委員の皆様方には、今後とも、より良い入札制度の構築に向けて適切なご指導を是非ともお願いしたいということを申し上げまして御礼に代えさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

【美馬委員長】

それでは。

【入札監理課主幹兼副課長】

以上をもちまして、第18回福島県入札制度等監視委員会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。